

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 7 月 4 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 63 号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和 35 年岩手県規則第 59 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第 1（第 6 条関係） 1 収容施設の供与 （1） [略] （2） 応急仮設住宅 ア [略] イ 応急仮設住宅の 1 戸当たりの規模は、29.7 平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は <u>2,326,000 円</u> 以内とする。 ウ～キ [略] 2～5 [略] 6 災害にかかった住宅の応急修理 （1） [略] （2） 災害にかかった住宅の応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行き、その修理のため支出できる費用は、1 世帯当たり <u>500,000 円</u> 以内とする。 （3） [略] 7～11 [略] 12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去 （1） [略] （2） 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1 世帯当たり <u>137,000 円</u> 以内とする。 （3） [略] 13 [略]	別表第 1（第 6 条関係） 1 収容施設の供与 （1） [略] （2） 応急仮設住宅 ア [略] イ 応急仮設住宅の 1 戸当たりの規模は、29.7 平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は <u>2,366,000 円</u> 以内とする。 ウ～キ [略] 2～5 [略] 6 災害にかかった住宅の応急修理 （1） [略] （2） 災害にかかった住宅の応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行き、その修理のため支出できる費用は、1 世帯当たり <u>510,000 円</u> 以内とする。 （3） [略] 7～11 [略] 12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去 （1） [略] （2） 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1 世帯当たり <u>137,500 円</u> 以内とする。 （3） [略] 13 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。